

公益社団法人日本ホッケー協会 決裁規程

第1条（趣旨）

この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下、「協会」という。）における業務遂行の責任体制の確立と業務処理の能率化を図るため、各決裁者の権限に属する事項及びそれらを代理で行うことについて必要な事項を定めるものである。

第2条（決裁及び専決事項）

会長が決裁する事項並びに専務理事及び事務局長が自己の責任において決裁できる事項（専決事項）は、別表のとおりとする。

- 2 別表に掲げられていない事項であっても、その内容により専決することが必要であり、かつ適当であると類推できるものは、専決区分に準じて専決することができる。

第3条（代理決裁者）

会長が決裁できない状態（以下、「不在」という。）にあるときは、会長の権限に属する業務について、専務理事が当該業務を担当する副会長と協議のうえ決裁することができる。

- 2 専務理事が不在のときは、その権限に属する業務について、会長が当該業務を担当する常務理事と協議のうえ決裁することができる。
- 3 常務理事が不在のときは、専務理事が当該業務を担当する理事と協議のうえ決裁することができる。
- 4 事務局長が不在のときは、その権限に属する業務について、専務理事が決裁することができる。

第4条（代理決裁の原則）

重要若しくは異例に属する事項又は急を要しない事項については、決裁者に代わって代理決裁をすることができない。

第5条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則 2. この規程は、令和7年5月20日の理事会決議をもって施行する。